

放課後児童クラブ運営規定

認定こども園白ゆり

(規定の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人白ゆり会認定こども園白ゆりが開設する放課後児童クラブの運営について必要なことがらを定める。

(管理・運営)

第2条 放課後児童クラブの管理・運営は、認定こども園白ゆり園長が行う。

(対象児童)

第3条 放課後児童クラブの対象となる児童は、以下の条件に該当する小学生児童(1年生～6年生)とする。

(1) 親の就労等により保育に欠けること。

下記の該当の方は家庭保育をお願いします。

- ・求職中や短時間労働(週20時間以内の勤務)の方
- ・産休や育児休業中の方
- ・病気、出産の方
- ・祖父母と同居の方

(2) 放課後児童クラブの決まりが守れること。

※ 土曜日は仕事がある方のみ利用できます。ご家族でご都合のつく方は家庭保育して頂きますようご協力ください。なお、土曜保育については平日に代休をお願いします。

※ 他のクラブや放課後子ども教室との併用、夏休みのみの利用はできません。

(放課後児童クラブのきまり)

第4条 放課後児童クラブを利用する児童・保護者は、次のきまりを守ることとする。

(1) 先生の話は静かに聞き、自分勝手な行動をしない。

(2) 危険な遊びをしない。

(3) 勉強(宿題)については、放課後児童クラブでも行うが、保護者も必ず確認する。

(4) 服装は、ズボンかキュロット、Tシャツ、ポロシャツ等活動しやすいものとする。

(5) ゲーム・おもちゃ等不要なものを持って来ない。

(定員)

第5条 放課後児童クラブの定員については、次の通りとする。

(1) 現況施設での放課後児童クラブ児童は、中山学校区の児童と職員の子とする。

(2) 障がい児の入室定員については、現況の受け入れ態勢で入室を認めるかどうかを、その都度園長が面接をし決定するものとする。

※定員以上になった場合、状況によって抽選になる場合があります。

(申し込みと承認)

第6条 放課後児童クラブを希望する保護者は、この運営規定を認める旨を明記した所定の申込書に必要な書類を添付し、申し込む。

- 2 入室の申し込みは前月25日までとする。
- 3 園長は、正当な理由のない限り、放課後児童クラブの申し込みを承認しなければならない。
- 4 定員を超える申し込みがあった場合は、基準に基づき園長が決定することとする。
- 5 園長は、放課後児童クラブの申し込みを受けたら、速やかに承認または不承認を決定し、当該保護者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第7条 園長は、次のいずれかに該当する場合は、放課後児童クラブの承認を取り消すことができる。

- (1) 保護者が、2ヶ月謝を滞納したとき。
 - (2) 当該児童が、第3条に定めた要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 放課後児童クラブの閉鎖、または解散を余儀なくされたとき。
- 2 放課後児童クラブの承認を取り消す場合は、園長は当該保護者に口頭で通知するものとする。

(退室の届出)

第8条 放課後児童クラブの退所を希望する保護者は、園長に届け出ることにより、随時退所することができる。

(休室日)

第9条 放課後児童クラブの休室日は、次の通りとする。

※利用人数が少ないときは、休みになる場合もあります。

- (1) 夏季休暇 (8月13日～8月15日)
- (2) 年末年始 (12月29日～1月3日)
- (3) 子ども園の行事がある時
(入園式・夏祭り・運動会・音楽発表会・生活発表会・卒園式)
- (4) その他、園長が必要と認めたとき

(開設時間)

第10条 放課後児童クラブの開設時間は、次の通りとする。

- | | |
|----------------|------------|
| ・放課後 (月～金) | 学校終了～19:00 |
| ・土曜日 | 7:00～18:00 |
| ・春・夏・冬休み (月～土) | 8:30～17:30 |

※その他特別の事由により、園長は通常の開設時間より延長、あるいは短縮することができる。

(納付金)

第 11 条 納付金の種別は、保育料、保険料、給食費とする。

- 1 納付金は、児童に持たせるのではなく、保護者が直接園に持参するものとする。
- 2 保育料は、当該月分と前月分の給食費、早朝・延長料を当該月 10 日までに納入するものとする。
- 3 保育料は、利用日数が少なくても減額することはない。(岡山市の減免制度もなし)

(保育料)

第 12 条 児童一人当たりの保育料は、次の通りとする。

- (1) 放課後 月額 1～2年生 16,000円(二人目以降は、月額8,000円に減額)
3～4年生 17,000円(二人目以降は、月額8,500円に減額)
5～6年生 18,000円(二人目以降は、月額9,000円に減額)

(2) 夏休み 放課後と、月額分は同じです。

*早朝、延長利用の場合、別途下記料金が必要になります。

早朝料金 2,000円(7:00～8:30)

延長料金 2,500円(17:30～19:00)

(給食費)

第 13 条 給食は、1食500円とする(土曜日も含む) おやつは保育料に含む、お弁当でも可能。
給食の有無はカレンダーに記入するものとする。

(保険)

第 14 条 放課後児童クラブ中の事故に備えて必ず保険に加入する。

- (1) 保険料 2,000円(一年間)
- (2) 補償内容 死亡時・・・500万円
入院(一日)・・・3,000円
通院(一回)・・・1,000円

(支援員)

第 15 条 支援員は、放課後児童クラブの専従支援員2～3名で役割を担う。

(その他)

第 16 条 朝から警報が出て休校になった場合、及び、学校に行った後で警報等により予定より早く一斉下校をすることになった場合、家庭保育をお願いいたします。

第 17 条 特別警報が出た場合、臨時休園とする。

第 18 条 インフルエンザ等伝染病の流行により早く下校する場合、及び、学級閉鎖になった場合は家庭での保育とする。

第 19 条 子どもや保護者の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重する。また、児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。また、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。

第 20 条 守秘義務を遵守し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。

第 21 条 事業の社会的責任や公共性を自覚し、保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築するとともに、支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。